

第6章 環境リーダーとくしま

第2節 開発における環境配慮の実施

1 環境影響評価の実施

環境影響評価（環境アセスメント）は、大規模な開発事業等の実施前に、事業者自らが環境影響について評価を行い、環境保全に配慮する仕組みであり、環境アセスメントの推進は、環境悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくための極めて重要な施策です。

平成9年6月に成立した「環境影響評価法」では、道路、ダム、鉄道、空港などの13種類の事業を対象としており、湛水面積100ha以上のダム建設、面積50haを超える公有水面埋立など、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を「第1種事業」と定め、環境アセスメントの手続を必ず行うこととしています。

本県においても、平成12年3月に「徳島県環境影響評価条例」を制定し、工場・事業場や畜産用地、下水道終末処理施設など法対象事業外の7事業も含め20種類を対象としています。また、事業規模についても法に比べ小規模なものまで対象としており、対象となる事業を幅広くとらえ制度の充実を図っています。

また、近年の法令改正により「風力発電所の対象事業化」及び「配慮書手続の導入」などの規定が追加されており、平成27年6月には、「放射性物質に係る適用除外規定の削除」についての改正法が施行されました。本県においても、同日に法令改正の内容の趣旨を踏まえた改正条例を施行しています。



マリンピア沖洲第2期事業（航空写真）

2 連携した取組

県が実施する公共事業に関しては、「環境影響評価法」及び「徳島県環境影響評価条例」における対象事業の規模とならないような中小規模の事業についても、独自に指針等を定め、環境保全に努めています。

まず、県土整備部所管の公共事業では、河川・海岸の保全・土砂災害対策など暮らしを自然災害から守る事業、道路・港湾・空港等の総合交通体系の整備など地域の活力を生み出していく基盤をつくる事業、公園や下水道の整備などより良い環境づくりを行う事業があります。

しかし、事業の実施により生じる環境への影響を認識し、様々な環境への影響を緩和しつつ、より質の高い環境を創造していくことが求められています。

のことから、平成10年度に「徳島県公共工事環境配慮指針」を策定し、公共工事における環境配慮の実施を推進してきました。平成16年度にはこの指針を改定（「徳島県公共事業環境配慮指針」）するとともに、工事における調査・計画・施工等の各段階で学識経験者（環境アドバイザー）に助言を求める「土木環境配慮アドバイザー制度」を開始しており、環境に配慮した公共事業の一層の推進に取り組んでいます。また、農林水産部所管の農業農村整備事業においては、平成13年度の土地改良法の改正により、「環境との調和への配慮」が事業実施の原則として位置づけられました。

このため、「徳島県田園環境配慮マニュアル」を作成し、県が事業主体となる平成15年度以降の新規事業について、調査・計画段階から環境配慮への取組を進めしており、この一環として環境の専門家等からなる第三者機関「徳島県田園環境検討委員会」を設置し、指導・助言を求ることとしています。

3 土地利用対策における環境配慮

（1）総合的な土地利用計画

国土の総合的かつ計画的な利用を図ることを目的として制定された国土利用計画法に基づく県土の利用に関する指針となる「国土利用計画（都道府県計画）」及び土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制を実施するにあたっての基本となる「土地利用基本計画」の2つの計画の役割を担う「徳島県土地利用計画」を策定し、その中で土地利用における環境への配慮の視点を示しています。

「徳島県土地利用計画」は、「災害に対して脆弱な県土」、「人口減少による県土管理水準等の低下」及び「自然環境と美しい景観等の悪化」を取り組むべき課題とし、「強靭・安心を実現する県土利用」、「適切な県土管理を実現する県土利用」及び「未来環境を実現する県土利用」を基本方針として、県土の安全性を高め持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指すこととしています。

また、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法等に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、それぞれ規制の基準としての役割を果たすもので、県土について都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地

域の5地域区分ごとの土地利用の原則、5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針を定めています。

(2) 大規模開発行為

県土の無秩序な開発を防止し、県民の安全で良好な地域環境の確保と県土の均衡ある発展を図るため、民間が行う一定面積以上の開発行為については、「徳島県土地利用指導要綱」を定め、昭和48年8月1日から指導を行ってきました。

徳島県土地利用指導要綱では、一定面積（市街化区域5,000m²、その他の区域10,000m²）以上の土地の形質の変更を伴う開発に際し、開発者は事前に当該土地の所在する市町村の長を経由して知事に対して開発協議を行い、開発承認を得た上で適正な開発を行うことを求めています。

また、土地利用指導要綱の適正な運用を図るため、府内に設置している徳島県土地利用対策会議の定例会を毎月1回開催し、開発協議の内容等について調査・審議し適正な開発指導に努めています。

4 今後の取組

(1) 環境影響評価の実施

今後とも、環境影響評価法及び条例等に基づき、個別開発事業に係る環境影響評価の審査・指導を適正に行い、より望ましい快適な環境の創造や自然環境の保全を図っていきます。

(2) 公共事業における環境配慮

徳島県公共工事環境配慮指針は、平成10年度に策定していますが、その後、県内においては、徳島県環境影響評価条例やとくしまビオトープ・プラン等を策定し、国においては循環型社会形成推進基本法、建設リサイクル法等が施行され、公共事業をとりまく情勢が変わってきたことから、平成16年度に同指針を改定しました（「徳島県公共事業環境配慮指針」）。今後とも、この指針を活用しながら、環境に配慮した施設整備の推進を図っていきます。

農業農村整備事業においては、専門家の協力を得ながら環境配慮手法の定着と調査データや技術の蓄積を進めるとともに、研修会や地元説明会等を通じて受益農家等に対する情報提供を推進します。

(3) 土地利用対策における環境配慮

今後とも、国土利用計画法の適正な運用により、自然環境の保全と健康で文化的な生活環境の確保を図るとともに、土地利用指導要綱に基づく開発指導を通じて、県民の安全で良好な地域環境の確保に努めます。